

全国出荷者証明（畜牛）および運送状

第1版 2005年11月より使用

この用紙は、EU向け畜牛には使用できません。

PART A 畜牛の所有者または畜牛の取扱い責任者が記入すること。

畜牛の所有者： _____

移動を開始した農場/場所： _____

農場のPIC番号： _____

頭数	詳細(品種、性別 例：ヘレフォード去勢) 烙印、耳印(ついている場合、または要求される場合)	取引タグのPIC(上記と異なる場合)

荷受先： _____

畜牛の目的地(上記と異なる場合)： _____

出荷畜牛に装着された全国家畜識別制度(NLIS)の電子タグ： 個 個

NLISで識別されたすべての出荷畜牛は「一生を通して」追跡できますか？ はい いいえ

(「一生を通して」の定義は説明書を参照)

この移動に関連する他の法定書類の詳細（健康証明書など）

書類の種類	番号	発行元	有効期限
-------	----	-----	------

PART B 畜牛の取扱い責任者が記入すること。

① 出荷された畜牛のなかで成長ホルモンを施されたものは含まれていますか？(使用・不使用が混在する場合は、各々別の証明書を作成してください。)

はい いいえ

② 出荷された畜牛は、上記に示されたPIC番号の農場で、独立した機関が監査するQAプログラムのルールに従って飼育されましたか？

はい いいえ はいの場合、詳細： _____ (プログラム名) _____ (認定/ライセンス番号)

③ 上記の所有者は、これらの畜牛を出生時から所有していましたか？

はい いいえ いいえの場合、どれぐらい以前に入荷、あるいは購入しましたか？

(複数時期の購入の場合、一番最近の購入時期を記入してください)

2ヶ月以内 2～6ヶ月前 6～12ヶ月前 12ヶ月以上前

④ 過去60日間において、植物の副産物(屑の果物、野菜、果物の葉や皮、実、茎を含む)、穀物や穀物の副産物、綿実、菜種粕、畜牛脂、糖蜜は含まない)を飼料として与えられた畜牛は含まれていますか？

はい いいえ

はいの場合、与えた飼料のリストと最後に与えた日付を添付してください。また、調査分析報告書があれば添付してください。

⑤ 出荷された畜牛のなかで過去6ヶ月間において、ERP(残留物監視プログラム)データベースに、(農業残留で)監視農場として指定された、あるいは化学物質の残留のために放牧を制限されている農場で飼養された畜牛は含まれていますか？

はい いいえ はいの場合、詳細： _____

⑥ 出荷された畜牛の中で、説明書の動物薬品および化学物質の休業期間(WHP)あるいは輸出向けと畜保留期間(ESI)内にある畜牛は含まれていますか？

はい いいえ はいの場合、詳細を記入(Q9に追加の詳細を記載すること)

薬品名	投与日	WHP	ESI(設定されたもの)
-----	-----	-----	--------------

⑦ 出荷された畜牛の中で、過去60日間において、刈り取りの時期または最初に給餌した時期にまだ休業期間内にあった飼料で飼養された畜牛はいますか？

はい いいえ はいの場合、詳細を記入

薬品名	散布日	WHP	最初に給餌した日	給餌を中止した日
-----	-----	-----	----------	----------

⑧ 出荷された畜牛の中で、過去42日間において a)エンドサルファンが散布された危険のある区域で飼養された、あるいは b)エンドサルファン散布による汚染の危険がある区域で収穫した飼料を与えられた畜牛は含まれていますか？(説明書を参照してください)

はい いいえ 散布日： _____ / _____ / _____

⑨ 追加情報：説明書を参照し、必要情報を記入してください。

宣誓書

私 (名前) _____ (住所) _____ は、売主あるいは出荷された畜牛の飼育に責任のある者として、この証明書のPart Aに記載された情報が真実で正確であることを証明します。また、全ての質問を読んで理解して回答したこと、且つ、説明書を読んで理解したこと、且つ、私の管理している間、当該証明書にある畜牛に州・準州の法律に違反する動物性飼料(肉骨粉を含む)を与えていないことを誓います。

署名： _____ 日付： _____

*上記に名前が明記された者のみがこの証明書に署名、または修正することができます。修正した場合には修正箇所にイニシャルを記す。

電話番号： _____ Fax番号： _____

PART B 輸送時の畜牛の取扱い責任者が記入すること。

輸送開始日： _____ (日) / _____ (月) / _____ (年) _____ : _____ (am/pm)

車両登録番号： _____

私 (名前) _____ は、輸送時の畜牛の取扱いに責任のある者として、この証明書のPart Bに記載された情報が真実で正確であることを証明します。

署名： _____ 日付： _____ 電話番号： _____

*複数のトラックで輸送する場合は、他の車両登録番号も記録すること

PART C セリでの畜牛売買における家畜商の宣誓 (Part Cの記入は任意とする)

Part Cに記入した家畜商は、この証明書の原本を最低2年間(西オーストラリア州では3年間)保管し、購買者の要望に応じて写しまたは概要を提供しなくてはならない。

出荷者コード： _____ 代理店コード： _____

販売代理店(家畜商)名： _____

購買者名： _____ 移送先のPIC番号： _____

購入頭数： _____ 家畜市場着荷時刻： _____ 時 _____ 分

署名： _____ 日付： _____

全国出荷者証明書(NVD)および運送状 - 説明書

背景

全国出荷者証明書(NVD)は、豪州の牛肉産業の食品安全と製品の完全性を保証する一翼を担っています。

運送状はオーストラリア首都特別地域(ACT)、ノーザン・テリトリー(NT)、ニューサウスウェールズ州(NSW)、クィーンズランド州(QLD)および西オーストラリア州(WA)で畜牛(または他の家畜)を移動する際に必要となります。このNVDおよび運送状は上記の州・地域で畜牛を移動する際のみ必要となり、運送状を要求されない他の州においては、Part Bへの記入は任意となります。

単独の運送状は引き続き行政当局から入手可能であり、運送状のみが要求される場合にはそれを使用してください。

畜牛を他の農場に移動または売買のため出荷するときにこの証明書を提出すること、そして畜牛を購入する際にはその畜牛に関する正確な情報が記入された(証明書の)複写またはその略式書類を入手することを生産者に強く奨励します。

全般

証明書への記入は正確にする必要があります。虚偽や誤解を招くような記述に対しては、刑事訴追や民事上の追及を受ける場合があります。購入した家畜に将来問題が起こったとしても、購入時に添付された出荷者証明により事実を証明することができます。

出荷者証明に記載された情報に基づいて要求・実施される残留物検査の費用は、業界として積み立てられた基金を背景とした検査以外は、すべて商業ベースで出荷者と購入者の間で負担区分が決められます。

この証明書は3枚綴りです。

- 原本(白): 畜牛の購入者に渡される。
- 1枚目の複写(緑): 輸送業者に渡される。
- 2枚目の複写(ピンク): 記録として冊子の中に残り、監査を受けるために保管する。

Part A

*Part A*は畜牛の所有者または畜牛の取扱い責任者のみが記入できます。

移動を開始する農場/場所の住所およびPIC

移動を開始した農場/場所の住所とPIC(印刷されていない場合)は、畜牛がそこに滞在した期間に関わらず必ず記入してください。農場のPICがすでに印刷されているNVDおよび運送状は、畜牛がその農場から移動する時のみ使用できます。

移動を開始する際、トラックに載せるためだけに他の農場の土地に畜牛が歩いていった場合は、積載所についての記載はせず、畜牛が最後に飼養された農場のPICを記入してください。

新しいNVDおよび運送状は、畜牛を購入または新しい農場に移動し、その後家畜市場、と畜場または他の場所に移動する際に必ず記入しなくてはなりません。

畜牛の説明

記入欄が足りない場合(4ヶ所以上のPICテールタグがついているなど)、別紙に同じ様式に必要な情報を記入して添付してください。

NLIS(全国家畜識別制度)電子タグ

畜牛がNLISブリーダー電子タグまたはポスト・ブリーダー電子タグを装着している場合は、Part Aの欄に頭数とデバイスの種類を記入してください。

州・準州法により、NLISブリーダー電子タグおよびポスト・ブリーダー電子タグは、畜牛がと畜場で処理されるまで取りはずすことはできません。畜牛に装着するNLIS電子タグは1つだけです。すでにNLIS電子タグが装着されている場合は、決して別の電子タグを装着しないでください。NLIS電子タグは右耳に装着してください。

「一生を通して追跡できる」

NLISで識別される畜牛は、飼養された各農場がすべてNLISのデータベースに登録されており、「一生を通して追跡できる」状態です。出荷者は「一生を通して追跡できますか?」の設問に対し、NLISデータベースに登録された畜牛の移動履歴と実際の移動に違いがない場合のみ「はい」と答えることができます。また、NLISデータベースは、各畜牛に装着されたNLIS電子タグに対して、「一生を通して追跡できる」良好な状態であることを表示しなくてはなりません。「一生を通して追跡できる」状態に関連するルールの詳細については、NLISデータベース(www.nlis.mla.com.au)の「一生を通して追跡できる」状態の利用規約のセクション4.9をお読みください。生産者はNLISデータベースにアクセスすることにより、自分の畜牛の「一生を通して追跡できる」状態を確認することができます。データベースのアカウントを開くには、上記サイトから「新しいアカウントを作成する」ボタンをクリックし、PICコード、名前、連絡先詳細を入力してください。

その他の法定書類の詳細

移動に関するその他の書類(許可証、家畜健康証明書、家畜健康説明書、その他畜牛の追加説明など)は、それぞれの用紙にNVDの通し番号と共に「NVDおよび運送状の添付書類」と表記しなくてはなりません。これら追加の書類は、NVDの原本および複写にそれぞれ添付しなくてははいけません。

成長ホルモン使用状況(質問①)

(わからない場合は「はい」と答えること)

以下の条件を満たす畜牛のみ「成長ホルモンフリー」として宣言できます。

(a) 出荷者自身の牧場で生まれ、成長ホルモンを使用していないことが明らかな場合。

(b) 特定の畜牛について、成長ホルモンを使用していない証拠を有する場合。この証拠は、「成長ホルモンフリー」と記述された当該畜牛の所有者の出荷者証明あるいは、「成長ホルモンフリー」と記述された購入先の請求書を含みますが、これらを満たさない場合は、「成長ホルモン使用」が「不明」と記載しなければなりません。

「成長ホルモンフリー」と宣言できる畜牛にだけピンクの「成長ホルモンフリー」タグを装着することができます。

出荷した畜牛が通常の畜牛と混載する場合は、「成長ホルモンフリー」と宣言する畜牛各頭にピンクタグを装着し、出荷者証明も別々に作成しなければなりません。

品質保証(QA)プログラム(質問②)

この欄にはキャトルケア、全国肥育場認定制度、または酪農業の農場でのQAプログラムなど、独立した監査を受けるQAプログラムを記入してください。ただし、LPAレベル1はこのQAプログラムには含まれません。

所有者(質問③)

(わからない場合は「はい」と答えること)

植物副産物飼料(質問④)

(わからない場合は「はい」と答えること)

これは、肩の果物、野菜、果物の葉や皮、実、茎など家畜飼料を目的として栽培されていない植物性飼料を指します。(穀物や穀物の副産物、綿実、菜種粕、牛脂、糖蜜は含みません。)

残留物監視プログラム(ERP)と放牧制限(質問⑤)

(わからない場合は「はい」と答えること)

農場が全国有機塩素系農薬極小化計画(NORM)で残留物ステータスにあると州・準州の機関により指定されている場合は、「はい」と回答しなくてはなりません。C(クリア)、R、Mあるいは、T5に認定されている農場は、この証明書では記述する必要はありません。分析報告書や州政府機関による指定解除証明書があれば、NVDの原本および複写にコピーを添付してください。

「放牧制限」とは、州・準州の機関が課す規制のもと、残留制限を超えた農場での畜牛の隔離、移動制限あるいは当局による管理を意味します。

獣医薬品および化学物質(質問⑥)

(わからない場合は「はい」と答えること)

経口、接種または噴霧・薬浴など皮膚に投与される抗生物質、ワクチン、昆虫や乳房炎予防薬および外用殺虫剤について、詳細を記入してください。ただし、ビタミン、ミネラルは含まれません。仔牛の出荷に際しては、上記の物質が母乳を通して移行する場合がありますので、母牛に投与された薬品や化学物質も記入してください。

一般的に使われる獣医薬品の輸出向けと畜保留期間(ESI)及び休業期間(WHP)それぞれの基準はこの冊子にあります。

ESIは投薬後、輸出向けとして畜処理するには不適な期間のことで、輸出先の要件を満たすための業界としての基準です。WHPは、豪州国内消費向けとして処理するには不適な期間のことをいいます。

ESIの最新情報は、www.mla.com.au/lqsで入手可能です。

農薬(質問⑦)

(わからない場合は「はい」と答えること)

この項目は過去に農薬を使用した牧草、農作物、ワラ、穀物、配合飼料などの通常飼料を与えた畜牛に許容外の残留がないことを証明するために重要です。

売買の前60日以内に畜牛に購入した飼料を与えた場合は、SAFE MEATが保証する飼料出荷者証明書を保有し、それによりその飼料が必要とされるすべての休業期間を満たし、QA検査プログラムにより残留物に関する要件を満たしていることを証明できない限り、この質問には「はい」と答えなくてははいけません。ラベルに休業期間についての記載がない化学薬品を使用した牧草、ワラ、農作物などを畜牛に与えた場合は、「はい」と答え、詳細を記入してください。

エンドサルファン(質問⑧)

(わからない場合は「はい」と答えること)

エンドサルファンの散布後10週間はエンドサルファン散布による汚染危険地域が存在します。危険地域には空中散布した地点の750m風下、そして地上散布した地点の200m風下にあるすべての牧草地、飼料、飼料作物を含みます。

追加情報(質問⑨)

添付書類の一覧を記入し、添付書類のコピーをNVDの原本および複写それぞれに添付してください。例えば、植物副産物飼料のリストおよび最終給餌日、植物副産物の残留物検査の分析報告書(質問④)あるいは、出荷された畜牛の生体組織検査結果(質問⑤⑥⑦⑧)、また、州当局による畜牛の残留物に関する詳細文書、WHPまたはESI期間内の治療に関する詳細などです。

この項目は、特定の市場向け資格など、この証明書に記載されていない化学物質の使用や家畜の健康状態、ならびに取引上必要な情報提供に活用します。サウジアラビア向け資格を証明するためには、畜牛が出荷されるまで一度も動物性蛋白、動物性油脂および獣脂または動物性副産物を飼料として与えられたことがないことが必要です。

宣誓書

宣誓書に署名をすることは法的な意味を持ちます。Part Aに記載された情報に誤りがあった場合、行政機関は法的な措置を取り、購買者は損害賠償を求めることがあります。署名をする前に、この証明書の上すべての内容およびこの説明書を完全に理解しなくてははいけません。

禁止されている動物性飼料は、動物から得られる組織および血液ならびにそれをレンジング処理して得られる飼料原料のことを指します。例えば、肉骨粉、血粉、魚粉、フェザー・ミール(鶏の羽毛を蒸製したもの)などです。これらの制限は、牛脂、ゼラチン、乳製品は含みません。これら飼料に関わる制限の詳細については、各州の第一次産業省に照会してください。

Part B

運送業者(または家畜商)がこのセクションに記入し署名しなくてははいけません。複数のトラックで畜牛を輸送する場合は、すべての車両登録番号を記入してください。記入欄が足りない場合は、証明書の原本および複写すべてに添付書類として添付してください。いくつかの行政機関では、輸送の際に各車両がNVDの複写を持つことを定めています。記載された情報に誤りがあった場合、行政機関が法的措置を取ることもあります。このセクションへの記入は南オーストラリア州、タスマニア州、ビクトリア州では任意となります。